

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）」【概要版】

1 計画策定の趣旨

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 食品の安全・安心を取り巻く現状と施策の方向性

- ・ 近年の食中毒は、食品流通の多様化、複雑化を背景に、広域・大規模化及び被害の重篤化が懸念されており、未然防止策及び発生時の迅速な対応が必要となっている
- ・ 世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・昼食への需要増加により、食品の安全・安心に対する消費者の信頼の確保が重要となっている
- ・ 食品衛生法等の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理の制度化や食品等の自主回収報告制度の創設など、食品を取り巻く環境は大きく変化している
- ・ 食品の安全・安心をめぐる情勢の変化に対応し、食品の安全・安心の確保の取組を一層推進するため、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」及び「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」の施策を推進する必要がある
- ・ 食品の安全・安心を確保するためには、人と動物の健康及び環境の健全性は一つであるというワンヘルスの理念をふまえ、効果的な対策を実行することが重要である
- ・ 具体的な施策の実施に当たっては、令和3年1月に制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づく行動計画との整合性を図っていく必要があり、特に、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、ワンヘルスの理念をふまえ実施していく必要がある

4 施策体系と主な取組

- ・ 食品の安全・安心を確保するため、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において、県及び関係者が食品の安全・安心確保の取組を推進するための施策を体系化
- ・ 「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」の基本的施策に沿って、今後5年間で推進する施策及び主な取組について具体化

1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

【農林産物】

- ・ 生産者に対する農薬の適正使用の指導
- ・ 肥料販売者、生産者に対する肥料の適正な生産・販売の指導
- ・ 農作物のトレーサビリティの推進
- ・ 麦類の赤かび病被害粒混入防止対策の推進 など

【畜産物】

- ・ 家畜伝染病予防のための農場巡回による飼養衛生管理基準の遵守指導
- ・ 農場HACCPの普及推進
- ・ 動物用医薬品の適正な販売、使用等の指導
- ・ 飼料製造業者、生産者に対する飼料の安全確保の指導 など

【水産物】

- ・ 食用二枚貝の貝毒検査等の実施
- ・ 養殖魚における水産用医薬品の適正使用の指導、抗生物質等の残留検査の実施 など

(2) 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保

① 製造、流通、販売段階における安全・安心の確保

- ・ 青果市場、水産物市場等の卸売市場における監視指導の実施
- ・ と畜場、食鳥処理場におけると畜検査、食鳥検査及び抗菌性物質の残留検査の実施
- ・ 飲食店や食品製造施設等に対する定期的な監視指導の実施
- ・ 学校給食施設における安全対策の実施
- ・ 大規模小売店等食品販売施設に対する定期的な監視指導の実施 など

② 食品の適正な表示の推進

- ・ 食品表示法、景品表示法等の食品表示関係法令に基づく、監視、指導の実施
- ・ 保健福祉（環境）事務所等に相談窓口の設置 など

③ 流通食品等の安全・安心の確保

- ・ 食品製造施設、販売施設から収去した流通食品の検査の実施
- ・ 医薬品成分の含有が疑われる健康食品の買上検査の実施
- ・ 食品衛生検査施設等に対する精度管理の実施 など

(3) 人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備

- ・ 食中毒発生時に迅速・適切な対応を図るための食中毒調査に係るマニュアル等の整備
- ・ 医薬品成分の含有が疑われる健康食品による健康被害が発生した場合の対策の実施 など

(4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

- ・ 食中毒の病因物質や食品汚染物質の迅速・高精度な検査法に関する研究の実施
- ・ 環境中の有害化学物質の調査の実施 など

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(1) 生産段階における自主的な取組の促進

① 安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進

- ・ 農協などの連携による生産履歴の記帳の推進
- ・ 海水殺菌装置等の共同利用施設の整備の支援 など

② GAPの導入の促進

- ・ 産地を対象とした研修会の実施 など

(2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進

① 安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進

- ・ 食品営業者等に対する自主管理に必要な事項の講習会等の実施
- ・ 学校給食の衛生管理体制の充実強化のための助言 など

② HACCPの適切な運用のための支援

- ・ HACCPに沿った衛生管理の導入・運用のための助言・指導の実施
- ・ HACCPに沿った衛生管理導入後のフォローアップ研修会の実施 など

(3) 自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

- ・ 食品衛生法等に基づく食品等のリコール情報の報告制度の周知及び適切な運用の実施
- ・ 条例に基づく自主回収報告制度の円滑な運用による県民への情報提供の実施 など

3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

(1) 関係機関、関係団体等との連携

- ・ 国、他自治体との食品の安全に関する情報交換、連携した取組の実施 など

(2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発

① 消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進

- ・ 様々な情報媒体を用いての情報提供
- ・ 自主回収情報の公表 など

② 学校における教育活動の推進

- ・ 市町村教育委員会、学校の教職員に対する助言・指導の実施
- ・ 健全で安全な食生活を営むことができる児童生徒の育成 など

(3) 情報及び意見の交換の促進

- ・ 情報や意見を交換するリスクコミュニケーションの促進
- ・ 食品の安全・安心に関する出前講座や講習会の実施
- ・ 施策の提案制度やパブリックコメントに実施による県民の意見の聴取 など

(4) 食品関連事業者の人材の育成

- ・ 農薬の適正使用を指導する農薬指導士の育成
- ・ 食品営業者の団体等の中で、各事業者に助言指導できる人材の育成
- ・ 栄養教諭等に対する食の安全・安心に関する知識と指導力の向上 など

5 推進にあたっての指標

- ・ 計画の進捗状況を把握するため、数値目標を設定

【主な数値目標】

指標	現状 (R2年度末)	目標 (R8年度末)
農薬指導士の充足率	100%	100%
飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導率	100%	100%
動物用医薬品指示書の審査率	100%	100%
食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実施率	66.9%	100%
食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査実施率	67.2%	100%
国際水準GAPの認証取得件数	37件 (累計)	60件 (累計)
食品衛生責任者実務講習会の理解度(確認試験における正答率7割以上の受講者の割合)	—※	100%

※ 令和3年度からの事業のため実績なし

6 推進体制と進行管理

- ・ 庁内の関係部局で構成する「福岡県食の安全対策推進会議^{※1}」において、施策の総合的な調整を図りながら、計画を推進
- ・ 条例に基づき新規設置する「福岡県食品安全・安心委員会^{※2}」において、毎年度、施策の進行状況を報告し、意見等を伺いながら管理し、公表

※1 福岡県食の安全対策推進会議

食の安全性を確保するために、生産から消費に至る各段階で実施する事業について協議を行い、総合的な安全対策を講じることを目的として設置

※2 福岡県食品安全・安心委員会

基本計画及び食品の安全・安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、福岡県食品安全・安心委員会を設置